



自立への挑戦はいま!

南国市は、地方拠点都市と日本文化都市の二つの指定を受けました。大町行治市長は今年を「自立をかけた挑戦への正念場の年」と位置づけています。そこで、今月号から十二回シリーズで「自立への挑戦はいま」と題して掲載します。

若者に魅力のある職場

▼ 南国市は、昨年一月八日に地方拠点都市地域の指定を受けましたが、この法律はどんな目的のものですか。

法律の正しい名称は「地方拠点都市地域の整備及び産業施設の再配置の促進に関する法律」という長い名前です、「名に体を表す」といいます、「二つの目的からなっています。その一つは、都市機能の増強や居住環境の整備をすること。二つ目は産業施設を大都市圏から地方へ移すことです。

▼ 産業業務施設と都市機能や居住環境との関係はどうなんですか。

人口の大都市一極集中で、若者が地方にいなくなり、高齢化が進んでいます。若者の定住のために「魅力のある職場」が必要です。そして、「ゆとりのある住み家」、快適な居住環境が必要です。それともう一つ欠かせないのが、いきわいのあるまちづくりです。都市機能を整備していくことが大切になります。

行財政の支援措置

▼ 従来の地域振興立法や多極分散法が県を指定しているのではありませんか。

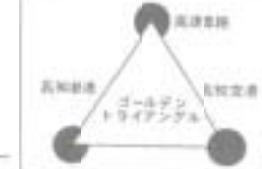
「地方の時代」とか、「地方分権」とかいわれますが、高速道路や空港、新幹線など距離が短くなりました。また、情報・通信ネットワークが整備されました。それが社会は変わってきていました。「自分を高める学びがある」、「自分に楽しむ遊び場がある」ことも必要です。これらをまとめて「職・住・遊・学」の総合的な整備をしていく行政ではむつかしいですね。

▼ そのために、タテ割り行政ではむつかしいですね。この法律の特徴は、六省庁（建設・通運・農水・自治・郵政の各省と国土庁）が共同して「基本方針」を決め、市町村が共同して「基本構想」、基本計画をつくり、県知事が「指定・承認」するという仕組みなんです。都道府県の人口や面積などに応じて、一都道府県当たり一か所、または二か所を限度にして、指定されます。

▼ 民間活力を導入するための税金なども優遇されるわけですか。

税金では、オフィス・アルカディアでは特別償却や特別土地保有税などの特例、また、土地保有税の不均一課税、市町村へ事務委託や職員の派遣、農地法や開発許可手続きの特例などがあります。

地方拠点都市法のあらまし



「地方の時代」とかいわれますが、高速道路や空港、新幹線など距離が短くなりました。また、情報・通信ネットワーク

の発達で、地方を感じない時代になってしまいます。そこで大都市圏に集中している事務所や営業所・試験研究機関などの本社・支社・営業所を地方の第一、第二、第三の都市に移そうというわけです。

▼ 産業業務施設と都市機能や居住環境との関係はどうなんですか。

人口の大都市一極集中で、若者が地方にいなくなり、高齢化が進んでいます。若者の定住のために「魅力のある職場」が必要です。そして、「ゆとりのある住み家」、快適な居住環境が必要です。それともう一つ欠かせないのが、いきわいのあるまちづくりです。都市機能を整備していくことが大切になります。

▼ それだけでは、若者に魅力のあるまち、とはいえないのではないかでしょうか。

モノの時代からココロの時代へ社会は変わってきていました。「自分を高める学びがある」、「自分に楽しむ遊び場がある」ことを主眼とし、そこで大都市圏に集中している事務所や営業所・試験研究機関などの本社・支社・営業所を地方の第一、第二、第三の都市に移そうというわけです。

▼ そのためには、タテ割り行政ではむつかしいですね。この法律の特徴は、六省庁（建設・通運・農水・自治・郵政の各省と国土庁）が共同して「基本方針」を決め、市町村が共同して「基本構想」、基本計画をつくり、県知事が「指定・承認」するという仕組みなんです。都道府県の人口や面積などに応じて、一都道府県当たり一か所、または二か所を限度にして、指定されます。

▼ 民間活力を導入するための税金なども優遇されるわけですか。

税金では、オフィス・アルカディアでは特別償却や特別土地保有税などの特例、また、土地保有税の不均一課税、市町村へ事務委託や職員の派遣、農地法や開発許可手続きの特例などがあります。

財政面では、オフィス・アルカディア（通産省）では地域振興整備公団による団地造成・分譲、中核施設への出資などのほか、調査費助成、NTT無利子融資、郵政省の通信放送機器の場合も同じような支援があります。自治省指定し、国が支援するといふります。（次回は基本計画の内容を掲載します）